

磐 監 第 223 号  
令和3年3月25日

磐田市議会議長 寺田 幹根 様

磐田市監査委員 鈴木 得 郎  
同 東 功 一  
同 増 田 暢 之

行政監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和 2 年度

磐田市行政監査結果報告書

(行政財産の目的外使用許可について)

磐田市監査委員

## 目 次

第 1	監査の種別	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査の方法	1
第 7	監査の着眼点	1
第 8	監査の結果	2
第 9	概要調査の結果	3
1	部局別の使用許可状況	3
2	使用者別の使用許可状況	4
3	新規、更新別の使用許可状況	4
4	貸付期間別の使用許可状況	5
5	使用料の減免状況（用途別）	5
6	使用料の減免状況（使用者別）	6
7	経費（光熱水費等）の負担状況	7
8	現地確認の状況	7
第 10	監査結果の詳細	8
1	使用許可の手続きについて	8
2	使用料の算定及び徴収について	8
3	使用料の減免の手続きについて	9
4	経費（光熱水費等）の徴収について	9
5	使用状況の確認について	9
6	その他	9
参考資料		
1	地方公共団体の財産について	10
2	本市の公有財産の状況について	11

(注) 各表中の構成比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとしたため、合計等が一致しない場合がある。

## 第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

## 第2 監査のテーマ

「行政財産の目的外使用許可について」

## 第3 監査の目的

行政財産については、地方自治法第238条の4第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。行政財産の目的外使用許可については、その事務の状況を定期監査において抽出で確認しているが、許可手続きの不備が見受けられることから、全庁的に調査し検証することで、今後の適正な行政財産の管理に資することを目的とする。

## 第4 監査の対象

磐田市行政財産の目的外使用に関する条例（以下「条例」という。）及び磐田市財産管理規則に基づく行政財産の目的外使用許可事務（公営企業会計を除く。）で、令和2年度の使用について令和2年9月30日以前に行ったものを対象とする。

## 第5 監査の期間

令和2年10月から令和3年3月

## 第6 監査の方法

磐田市監査基準に基づき監査を実施した。各課に対し「第7 監査の着眼点」に基づいた調査票の提出を求め、概要調査を行い、当該調査結果を元に抽出した事案について、詳細調査として関係書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

## 第7 監査の着眼点

- (1) 使用許可の手続きは適正に行われているか。
- (2) 使用料の算定及び徴収は適正に行われているか。
- (3) 使用料を減免している場合、手続きは適正に行われているか。
- (4) 光熱水費等の実費負担の算定及び徴収は適正に行われているか。
- (5) 使用状況が許可内容と相違ないか。

## 第8 監査の結果

今回の行政監査を通して、行政財産の目的外使用許可手続きについて、関係例規等に基づき概ね適正に行われていることが認められたが、一部において課題や改善すべき内容が見受けられた。

行政財産は、行政目的を達成するための貴重な財産であり、目的外使用は例外的に認められるものであることから、慎重かつ適正な事務処理が求められる。

今後、下記の事項に留意し、関係例規等を再確認するとともに所管課と関係課が連携し、適正な事務処理を行うよう望むものである。

監査結果の詳細については、「第9 概要調査の結果」、「第10 監査結果の詳細」のとおりである。

### 記

#### 1 使用許可の手続きについて

- (1) 使用前に書面により手続きを行うこと。
- (2) 使用申請及び許可にあたり、使用面積または数量等を明確にすること。
- (3) 規定に則った決裁区分及び合議により決裁し、許可手続きを速やかに行うこと。
- (4) 規定の様式により許可書を交付すること。

#### 2 使用料の算定及び徴収について

- (1) 使用料を正確に算定すること。
- (2) 許可後は、使用料の納入通知書を速やかに発行し、納期限を明記すること。

#### 3 使用料の減免の手続きについて

- (1) 使用料を減免する場合は、減免理由及び根拠を明確にすること。

#### 4 経費（光熱水費等）の徴収について

- (1) 経費の徴収について、統一的な取扱いとすること。

#### 5 使用状況の確認について

- (1) 使用状況を現地確認し、許可内容と異なる場合は速やかに手続きを行うこと。

#### 6 その他

- (1) 財産の種類及び使用状況に応じた手続きを行うこと。

## 第9 概要調査の結果

行政監査の実施にあたり、公営企業を除く全部局を対象に調査票の提出を求めた。その結果、本市の使用許可の状況は、以下のとおりである。

なお、使用許可件数は、許可手続きごとに1件として集計したが、1件の許可に複数の用途（例：事務所及び駐車場）が含まれている場合は、主要な用途に分類した。ただし、調査項目により主要な用途に分類できない場合、それぞれの用途ごとに集計したため、合計が一致しないものがある。（項目 5.7.8）

### 1 部局別の使用許可状況

（単位：件、％）

区 分	電柱・電話柱	郵便ポスト	公衆電話	上下水道設備	ガス供給施設	機器設置	A T M	自動販売機	駐 車 場	事 務 所	倉 庫 ・ 物 置	ご み 置 場	看 板 ・ 広 告	食 堂 ・ 販 売	イ ベ ン ト 会 場	そ の 他	合 計	構 成 比
総 務 部	12	6			6			4	3	11	2			3		5	52	14.4
企 画 部	2	2			2		3	5		3			2	3		2	24	6.6
自治市民部	15	7		1	6			13	7	4	2	2	2	4		13	76	21.0
健康福祉部	5	1		1				4	12	10	2		1			1	37	10.2
こども部	3			1				2	3			3					13	3.6
産 業 部	3					2		7		1	2		1			2	18	5.0
建 設 部	12	1						1	5	1	3	3				15	41	11.3
環境水道部	12	2			1			3	2	2	1		3			4	30	8.3
教育委員会	7			2	2			3	4		24	1	1		5	5	54	14.9
消防本部	5			1				2	1		4	2	2				17	4.7
合 計	76	19		6	19		3	44	37	32	41	11	12	10	5	47	362	100.0
構 成 比	21.0	5.2		1.7	5.2		0.8	12.2	10.2	8.8	11.3	3.0	3.3	2.8	1.4	13.0	100.0	

部局別では、自治市民部が76件（21.0％）と最も多く、次いで教育委員会が54件（14.9％）、総務部が52件（14.4％）である。主なものは、自治市民部は交流センター及びスポーツ施設の電柱類や自動販売機の設置、教育委員会は小学校のスポーツ少年団・クラブの倉庫設置である。

用途別の件数で見ると電柱・電話柱が76件（21.0％）と最も多く、次いで自動販売機が44件（12.2％）、倉庫・物置が41件（11.3％）である。

なお、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くのイベントが中止及び延期されたことにより、イベント関連の使用許可件数が例年より少なくなっている。

## 2 使用者別の使用許可状況

(単位：件、%)

区分	電柱・電話柱	郵便ポスト	公衆電話	上下水道設備	ガス供給施設	機器設置	A T M	自動販売機	駐車場	事務所	倉庫・物置	ごみ置場	看板・広告	食堂・販売	イベント会場	その他	合計	構成比
国・県				1	10								1			5	17	4.7
公益事業者	75	19	5	7												4	110	30.4
地域づくり協議会											4		1			2	7	1.9
自治会									2		9	11	2		1	6	31	8.6
第三セクター					1			34	19	1							55	15.2
NPO								2	1	4							7	1.9
民間企業	1				1	3	7	4	4				4	6		13	43	11.9
個人							1	1								3	5	1.4
その他									10	23	28		4	4	4	14	87	24.0
合計	76	19	6	19	3	44	37	32	41	11	12	10	5	47		362	100.0	

※公益事業者は、電気、通信、ガス、郵便及び運輸（バス）事業者である。

※第三セクターは、磐田原総合開発㈱、竜洋環境創造㈱及び㈱とよおか採れたて元気むらである。

使用者別では、公益事業者が110件（30.4%）と最も多く、次いで第三セクターが55件（15.2%）、民間企業が43件（11.9%）となっている。

なお、その他の中で件数が多いものは、社会福祉法人が19件、スポーツ少年団・クラブが18件となっている。

## 3 新規、更新別の使用許可状況

(単位：件、%)

区分	電柱・電話柱	郵便ポスト	公衆電話	上下水道設備	ガス供給施設	機器設置	A T M	自動販売機	駐車場	事務所	倉庫・物置	ごみ置場	看板・広告	食堂・販売	イベント会場	その他	合計	構成比
新規	7				1			1	10	3	2	2	2	1	4	10	43	11.9
更新	69	19	6	18	3	43	27	29	39	9	10	9	9	1	37	319	88.1	
合計	76	19	6	19	3	44	37	32	41	11	12	10	5	47		362	100.0	

新規、更新別では、新規が43件（11.9%）、更新が319件（88.1%）となっている。

#### 4 貸付期間別の使用許可状況

(単位：件、%)

区分	電柱・電話柱	郵便ポスト	公衆電話	上下水道設備	ガス供給施設	機器設置	A T M	自動販売機	駐車場	事務所	倉庫・物置	ごみ置場	看板・広告	食堂・販売	イベント会場	その他	合計	構成比
1週間以内									6					1	4	5	16	4.4
1週間超～1か月以内																1	1	0.3
1か月超～半年以内								1		2						1	4	1.1
半年超～1年未満		5							3	1	1	1	1			3	15	4.1
1年	71	19	6	6	19	3	43	28	29	40	10	11	9	1	36	325	89.8	
1年超																1	1	0.3
合計	76	19	6	6	19	3	44	37	32	41	11	12	10	5	47	362	100.0	

貸付期間別では、1年が325件（89.8%）と最も多く、次いで1週間以内が16件（4.4%）、半年超～1年未満が15件（4.1%）となっている。

なお、1年超の1件は、国土交通省による測量基準点設置で、使用期間は10年である。

#### 5 使用料の減免状況（用途別）

(単位：件、%)

区分	電柱・電話柱	郵便ポスト	公衆電話	上下水道設備	ガス供給施設	機器設置	A T M	自動販売機	駐車場	事務所	倉庫・物置	ごみ置場	看板・広告	食堂・販売	イベント会場	その他	合計	構成比
減免なし	73	19	5	7	3	12	13	5	4	5	4		22	172	41.8			
減免あり	3	0	1	12	0	36	42	27	54	12	9	6	5	32	239	58.2		
内訳	免除	3		1	12		36	41	23	54	12	9	6	5	32	234	56.9	
	減額							1	4								5	1.2
合計	76	19	6	19	3	48	55	32	58	12	14	10	5	54	411	100.0		

使用料の減免状況（用途別）では、減免なしが172件（41.8%）、減免ありが239件（58.2%）となっている。減免ありのうち件数が最も多いのは倉庫・物置が54件、次いで駐車場が42件、自動販売機が36件となっている。

なお、減額の5件は全て50%減額である。

## 6 使用料の減免状況（使用者別）

（単位：件、％）

区分	国・県	公益事業者	協議地域づくり会	自治会	第三セクター	NPO	民間企業	個人	その他	合計	（構成）比	（減成免）比
減免なし	1	102		1	3	2	38	5	13	165	45.6	
減免あり	16	8	7	30	52	5	5		74	197	54.4	100.0
内訳	1号	16	3	6	19	5			57	121	33.4	61.4
	2号		5	1	11	37		5	17	76	21.0	38.6
合計	17	110	7	31	55	7	43	5	87	362	100.0	100.0

※減免ありの内訳は、条例第6条の適用条項である。

使用料の減免状況（使用者別）では、減免なしが165件（45.6％）、減免ありが197件（54.4％）であり、減免ありのうち1号は121件（33.4％）、2号は76件（21.0％）である。

なお、自治会の倉庫及びごみ置き場、第三セクターの自動販売機及び駐車場、シルバー人材センターの事務所については、類似または同一の団体による同様の用途であるが、所管課により減免の根拠とする条例の適用条項が異なっている。

### ※行政財産目的外使用料の減免に関する規定について

磐田市行政財産の目的外使用に関する条例

（使用料の減免）

第6条 行政財産の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- （1） 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- （2） 市長において特に必要があると認めるとき。

第1号は、使用者と使用目的の両方の要件を満たす場合に適用される。

第2号については、減免することができる要件を市として特に定めていない。なお、磐田市事務専決規程において、基準の定めがない使用料の減免は、副市長決裁と規定されている。

## 7 経費（光熱水費等）の負担状況

（単位：件、％）

区分	電柱・電話柱	郵便ポスト	公衆電話	上下水道設備	ガス供給施設	機器設置	A T M	自動販売機	駐車場	事務所	倉庫・物置	ごみ置場	看板・広告	食堂・販売	イベント会場	その他	合計	構成比
使用者			2			9	3	47	2	28	2		2	2	1	13	111	27.0
市						2		1		4					4		11	2.7
発生しない	76	17		6		8			53		56	12	12	8		41	289	70.3
合計	76	19		6		19	3	48	55	32	58	12	14	10	5	54	411	100.0

経費の負担状況では、使用者負担が 111 件（27.0％）、市負担が 11 件（2.7％）、経費が発生しないものが 289 件（70.3％）となっている。

## 8 現地確認の状況

（単位：件、％）

区分	電柱・電話柱	郵便ポスト	公衆電話	上下水道設備	ガス供給施設	機器設置	A T M	自動販売機	駐車場	事務所	倉庫・物置	ごみ置場	看板・広告	食堂・販売	イベント会場	その他	合計	構成比
現地確認あり	66	19		4		19	3	48	55	32	57	10	14	9	5	50	391	95.1
許可内容との相違	あり	2							1								3	0.7
	なし	64	19		4	19	3	48	54	32	57	10	14	9	5	50	388	94.4
現地確認なし	10			2							1	2		1		4	20	4.9
合計	76	19		6		19	3	48	55	32	58	12	14	10	5	54	411	100.0

※過去 1 年間（令和 2 年 10 月末現在）に現地確認したものを「現地確認あり」としている。

現地確認の状況では、現地確認ありが 391 件（95.1％）、現地確認なしが 20 件（4.9％）となっている。

また、現地確認ありのうち、許可内容との相違ありが 3 件ある。これは、電柱・電話柱の申請漏れと添付図面の位置誤り、駐車場の所管外の許可手続きであり、いずれも定期監査で判明したものである。

## 第10 監査結果の詳細

概要調査、書類調査及び説明聴取をした結果、以下のとおり不適切または課題と思われる事案が見受けられた。

施設を所管する部署では、多数の行政財産目的外使用許可を行うため事務が煩雑となっている。また、そのほとんどが更新申請のため、前例踏襲の事務手続きとなっており、十分な審査がされていないものがある。

市では、事務手順、確認事項及び条例等の該当条項をまとめた「公有財産管理チェックシート」を作成しているため、これを活用するとともに改めて関係例規等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

### 1 使用許可の手続きについて

#### (1) 使用前に書面により手続きを行うこと。

書面による使用許可の手続きのないまま使用しているもの、使用日より後に使用許可したものが見受けられた。

事前に許可手続きを行い、書面により許可内容を明らかにしたうえで使用させることが重要である。

#### (2) 使用申請及び許可にあたり、使用面積または数量等を明確にすること。

申請書及び許可書に「〇〇㎡の一部」とあり使用面積の記載がないもの、添付図面では使用面積が確認できないもの、許可書に使用延長を誤って記載しているものが見受けられた。

使用する範囲を特定するとともに使用料を正しく算定するため、使用面積等を明確にすること、許可書には正確に記載することが重要である。

#### (3) 規定に則った決裁区分及び合議により決裁し、許可手続きを速やかに行うこと。

部長決裁が必要であるが課長決裁としているもの、財政課への合議が必要であるが合議していないもの、また申請書受付から許可書交付までの期間が標準処理期間（14日間）を超えているものが見受けられた。

磐田市事務専決規程等に則り必要な決裁をするとともに、許可手続きを速やかに行うことが重要である。

なお、電柱類は課長決裁とすることができるが、部長決裁としているものが見受けられた。改めて決裁区分を確認し、内容に応じて必要な決裁とされたい。

#### (4) 規定の様式により許可書を交付すること。

磐田市財産管理規則改正前の様式により許可書を交付しているため、改正前の不服申し立ての教示をしているものが見受けられた。

不服申し立てについて誤った教示をすることは、使用者の不利益につながる恐れがあるため、正しく教示することが重要である。

### 2 使用料の算定及び徴収について

#### (1) 使用料を正確に算定すること。

電柱設置にかかる年度途中の使用許可について、使用料は年額とすべきところ、日割りで算定しているものが見受けられた。

使用料の算定については、条例に規定されており、内部規定により詳細が示されているため、正しく理解することが重要である。

(2) 許可後は、使用料の納入通知書を速やかに発行し納期限を明記すること。

使用開始から半年経過した時点で納入通知書を発行していないもの、発行時に納入期限を示していないものが見受けられた。

許可時または年度当初に納入通知書を発行するとともに、納期限を明確に示すことが重要である。

なお、所管課により納期限の設定が異なっているが、条例に使用料の不還付が規定されており、公平性を欠く恐れがあるため、統一した徴収時期について検討されたい。

### 3 使用料の減免の手続きについて

(1) 使用料を減免する場合は、減免理由及び根拠を明確にすること。

決裁にあたり、減免の理由や根拠の記載がないもの、減免理由が条例の該当条項に合致しないものが見受けられた。また、類似した団体及び用途において、使用料を免除しているものと免除していないもの、免除の根拠とする条例の適用条項が異なるものが見受けられた。

条例の減免要件を改めて確認し、減免する理由及び条例の適用条項を記載するなど根拠を明確にするとともに、公平に取扱うことが重要である。

なお、昨年度の行政監査「公の施設における使用料の減免について」において、「減免決定は『権利の放棄』という重要かつ特例的な意思決定を伴うものであり、適用には厳正な判断が求められる」とした。改めて、全庁的に減免制度を適正に運用されたい。

### 4 経費（光熱水費等）の徴収について

(1) 経費の徴収について、統一的な取扱いとすること。

経費負担を許可条件としているものの負担を求めているもの、決裁時に経費負担を免除する旨及びその理由の記載がないものが見受けられた。

本市では、経費について減免する規定はなく所管課の判断となっているが、公平性を欠く恐れがあるため、減免基準を設けるなど統一的な取扱いとすること、また減免の理由を明確にして決裁することが重要である。

### 5 使用状況の確認について

(1) 使用状況を現地確認し、許可内容と異なる場合は速やかに手続きを行うこと。

現地の状況を確認していないもの、定期監査の現地確認において使用状況が申請と異なるものが見受けられた。

必要に応じて現地の状況を確認するとともに、使用状況が許可内容と異なる場合は速やかに手続きを行うことが重要である。

### 6 その他

(1) 財産の種類及び使用状況に応じた手続きを行うこと。

普通財産の使用について行政財産の目的外使用許可としているもの、磐田市庁舎管理規則によるべきところ磐田市財産管理規則による手続きとしているもの、行政目的に合致しているとしながら目的外使用許可としているもの、複数年度の使用を前提とした単年度の使用許可としているものが見受けられた。

関係例規等を再確認し、財産区分を明確にしたうえで、使用状況に応じた適正な手続きをとることが重要である。

## 参考資料

### 1 地方公共団体の財産について

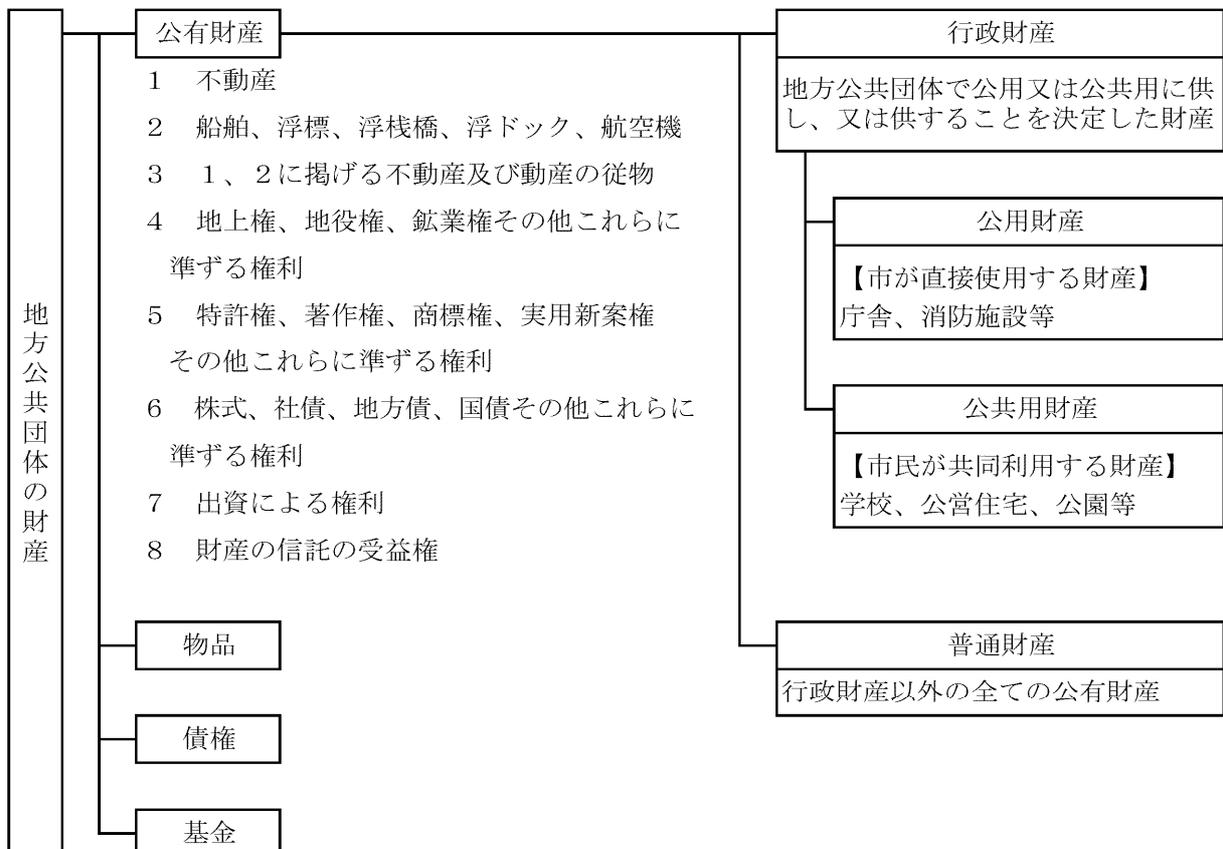
地方自治法第 237 条第 1 項において、「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに基金と規定されている。このうち公有財産については、地方自治法第 238 条第 1 項各号に規定されており、主なものは、不動産、地上権、著作権、国債、出資による権利等であり、また同条第 3 項において、行政財産と普通財産に分類されている。

「行政財産」とは、地方自治法第 238 条第 4 項において、「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」と規定されている。行政財産は、地方公共団体がその事務又は事業を遂行するため直接使用することを本来の目的とした公用財産（庁舎等）と、市民の一般的共同利用に供することを本来の目的とした公共用財産（公園、学校等）とに分類される。

また、公用又は公共用に供することと決定した財産とは、将来公有財産又は公共用財産とすることを決定した財産であり、道路や公園の予定地等がこれに該当する。

財産の分類を図に示すと、以下のとおりである。

#### 地方自治法で規定する財産の分類



## 2 本市の公有財産の状況について

本市の公有財産のうち、土地及び建物の状況（令和2年3月31日現在）は、下表のとおりである。

区 分		土 地	建 物	
行政財産	公用財産	本庁舎	11,881.75㎡	11,315.18㎡
		消防施設	54,296.84㎡	11,041.22㎡
		その他の施設	61,607.79㎡	28,561.03㎡
	公共用財産	学 校	896,784.69㎡	235,369.96㎡
		公営住宅	64,364.89㎡	29,313.98㎡
		公 園	1,224,324.12㎡	5,844.97㎡
		その他の施設	1,285,278.70㎡	166,094.49㎡
小 計		3,598,538.78㎡	487,540.83㎡	
普通財産	山 林	95,176.58㎡	—	
	その他の施設	1,384,511.40㎡	4,027.68㎡	
	小 計	1,479,687.98㎡	4,027.68㎡	
合 計		5,078,226.76㎡	491,568.51㎡	